

第9号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係の手数料の表中7の項を9の項とし、6の項を8の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 住民基本台帳法第15条の4各項の規定に基づく除票の写しの交付	除票の写し交付手数料	1通につき300円
7 住民基本台帳法第15条の4各項の規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円

別表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係の手数料の表に次のように加える。

10 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき300円
---	------------------	-----------

第2条 蒲郡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係の手数料の表9の項中「第20条第2項から第4項まで」を「第20条第2項から第5項まで」に改め、同表10の項中「第21条の3第1項から第4項まで」を「第21条の3各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。